



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	雑報
Citation	北大法学論集, 24(3), 219-221
Issue Date	1974-01-31
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/16158
Type	other
File Information	24(3)_p219-221.pdf



北海道大学法学部法学会記事

○昭和四八年一月二十六日(金)午後一時半—五時

「長沼判決をめぐる」

報告者 深 瀬 忠 一
出席者 一五名

報告および討論の要旨は以下の通り。

一九七三年九月七日の札幌地裁長沼事件自衛隊違憲判決をめぐる、はじめに報告者から三つの問題点の指摘があり、右の問題点を中心に参加者により活発な討論がなされた。

一つは、憲法裁判の問題で、自衛隊の合憲判断を裁判所がなすべきか否か。報告者は、判決が、訴の利益の解釈に「平和的生存権」論を入れたことを評価し、また憲法第九条が法規範である以上、司法審査権を発動して立憲主義と人権を守ることが正当だろうと述べた。

二つは、憲法の平和主義と第九条の解釈について。判決は、憲法制定の背景や立法者意思、文理論理に忠実厳格な解釈を展開しており、憲法学界の通説的見解に合致し、制憲当時の決意が現時点で積極的意義をもつことを論じている。これに対し、警察力と戦力の相対性、警察力を侵略者に対して用いれば「交戦権の否認」にふれるから平和手段の論理を一貫する方がよい、「間接侵略」

に対抗する武力という観点からその目的をこえる戦力だから違憲と考えられないか、治安出動の重要性の指摘等があったが、判旨に対する全面的反論はなかった。

三つは、自衛隊の規模装備能力等実態審理の結果、「陸海空軍という戦力」に該当すると判示し、また「軍事力によらない自衛方法」の課題を指摘したことについて。ニューヨーク・タイムスが、ソ連軍に対し、航空自衛隊は四時間、海上は三日間、陸上は三週間もつにすぎない、そんな自衛隊がアミーイで違憲とされたと皮肉っていたことが紹介された。片や、自民党が、判決を「竹槍の自衛論」と嘲笑しているが、米ソ超大戦力の前に自衛隊が、「竹槍」以上のものではなく、現実には日本の国土・国民を軍事力と自衛戦争で守れるか、ということがつきとめられるべきだろう。また「限定的自衛力」が必要か、それが戦争のための国防軍の実力であるなら実際上どんな役割を果たすか、また外交・経済・文化・人的交流など安全保障の平和的手段が総合的に開発されるべきだろうし、また軍備や現代(核)戦争による惨禍・自然環境破壊・資源涸渇を回避することなどさらに掘り下げて研究されるべきだが、創造的思考も努力も甚だ貧困である、等が語られた。

わが国に、国連大学の設置が決まる等、世界的文化交流や平和建設の新しい動きがあり、石油危機により日本列島の軍事的防衛の脆弱性が感知されつつある今日、核時代の軍縮による永続的平和を目指す憲法の平和主義の意義が、根本的に再検討され展開されてしかるべきではなからうか。

○昭和四八年一月三〇日(金)午後一時半—五時

「市民参加と法学的思考」

—松下圭一論文(世界七月号)を中心に—

報告者 今村 成 和

出席者 三〇名

標題と同名の松下圭一氏の論文をもとに、これまでの法学、とくに行政法学のあり方が、市民の政治への直接参加の方向、市民を主体とした行政のあり方に逆行しているのではないかとという観点から、法学、政治学関係の多くの参加者をえて、活発な討論がなされたが、松下論文の基盤をなしている「市民参加」自体が、実際には、特定少数者の参画に止まり、現実性に乏しい等、批判的空気が強かった。松下論文要旨および報告要旨は以下の通り。

松下論文要旨

これまでの行政法学においては、「市民」は専ら行政の客体としてとらえられ、市民がその主体として登場するのは、わずかに不服申立の過程、すなわち行政作用の結果に対する事後的救済の段階においてに過ぎない。行政機構の優越性、行政法の段階構造、行政行為の公定性等の理論は、まさに右のような「上からの行政法」の発想の表現にはかならない。

しかるに、今日の市民運動は、市民が(地方)自治体が政策を決定し、政策を執行する以前の、その執行、決定に至るプロセスに直接参画することを主張し、またこの直接参加を通じて、(地方)自治体の自主的、主体的な政策の決定、遂行を促し、さらに

進んでこれにより国の政策決定やその執行のプロセスの改変、転換を志向する。

かくして、今日の行政法学は、その理論構成において「市民自治」の発想を完全に欠如しており、その再検討が進められるべき状態にある。

このことは憲法学についてもあてはまるのであって、憲法学は国↓都道府県↓市町村↓住民という集約型の体制イメージを有しているが、国民主権の日常的活性化を制度的に保障するためには市民↓市町村↓都道府県↓国という分節型の政治システムに見合った法理論を構築しなければならない。

報告要旨

この論文で取り上げられている行政法の理論は、少し古いかあるいは官僚主義的傾向の強いもので、これをもって、現代の行政法学を代表させるわけにはゆかぬだろう。しかし、「市民運動が開示した『市民自治』の発想の完全な欠如」という限りにおいては、すべての行政法学説に通ずる鋭い指摘である。

今日の行政法学も、行政を官僚の独占から開放し、国民の手に取り戻すための理論の模索に努めていることは事実である。それだけにこの論文が行政法・憲法学者に与えた衝撃は大きかったといえるが、余り楽天的でないわれわれから見ると、市民運動を基軸とする市民参加は、通例、特定の利益集団の特定の利益主張のみにかわり合いをもちがちで、いつの日にも「市民共和」へと昇華し得るのであるか。上からの公害の押付けに対する抵抗

には充分共感するものはあつても、住民エゴに対しても同様でありうるのか。又、市民参加は決定への参加か、決定過程への参加か。決定への参加とすれば、結果に対する責任は、どこが、どのようにして負うのか。ここで想定されている市民は等質的な存在であるかにも見えるが、果してそれは現実の姿なのであるか。市民自由の確立には複数政党制も一定の役割を担うかの如くであるが、政党と住民運動とのかわり合いはどうとらえるべきか。疑問の種は尽きないのである。

次 号 (第二四卷) 予 告

論 説

サヴィニイ「法学方法論」雑感 小菅 芳太郎

資 料

手形法一六条二項にいわたる「善意」について (一) 林 靖

刑法意識の実証的研究 (2) — その位置づけと研究設計の試み —

宮沢 節生

ロシア共和国における住居貸借

佐保 雅子

損害賠償訴訟と立証責任

池田 桑男

— 西ドイツにおける危険領域論の展開 — (4)

研究ノート

札幌市郊外地区(手稲)の政治意識調査 (5)

Ⅲ戦後手稲における「政治」

— 社会党手稲支部を中心として —

小川 晃一
阿部 四郎